

第 203 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 5 月 12 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 203 回 南 部 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開会年月日 令和4年5月12日(木) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和4年5月12日(木) 午後2時35分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	4 番	中 村 文 男			
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番	石 橋 薫	
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番	夏 堀 健 一	
	7 番	山 田 憲 幸	8 番	堀 内 重 男	
	10 番	佐々木 一 雄	11 番	佐々木 徳 志	
	12 番	三 浦 恵美子	13 番	赤 石 敏 文	
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番	河守田 雄 一	
	16 番	工 藤 信 仁			

5. 欠席委員(1人) 6 番 梅 内 道 子

6. 会 議 書 記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会 議 日 程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6	議案第9号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第7	議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第8	議案第11号 非農地証明交付申請の承認について
日程第9	議案第12号 別段面積の設定について

中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 2 番 石橋 薫 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和) ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 203 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、6 番梅内道子委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 203 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 9 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 山田 憲幸 委員 8 番 堀内 重男 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。

	朗読は省略します。
	次に、日程第４ 議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を報告いたします。
	報告の説明を求めます。
小田原主幹	小田原主幹
	議案第７号について、説明いたします。
	農地法第３条の規定による許可申請は６件で、所有権の移転に関するものです。
	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。
	佐々木正義 調査員
佐々木調査員	佐々木調査員
	農業委員１番 佐々木から説明いたします。
	去る５月２日、高橋鉄雄農地利用最適化推進委員と南部町役場２階相談室において、議案第７号から９号及び１１号について、調査を行いましたので説明します。
	議案第７号についてですが、農地法第３条第２項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。
	農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。
	番号１番から番号２番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。
	番号３番の申請理由は、父より農地を借り受けて引き続き営農するため、申請地を借り受けるものです。
	番号４番から番号６番については、父より贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。
	調査の結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。
議 長	議案第７号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第５ 議案第８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する

小田原主幹	意見について」 を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
議 長	議案第 8 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、使用貸借に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
佐々木 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 佐々木正義 調査員
議 長	議案第 8 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、電気通信事業者が、携帯電話基地局工事に伴う仮設資材置場等の用地とするため、一時転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
小田原主幹	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
議 長	議案第 8 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で南部町役場南部支所から西に約 3.8 km の距離に位置し、申請地の北側は宅地、西側は山林、東側及び南側は農地となっております。 事業内容として、携帯電話無線基地局の建設に伴い隣接地の一部を仮設資材置き場等として 4 か月間の一時的利用であり、不許可の例外の一時転用に該当するものです。 農地区分については「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
	議案第 8 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 6 議案第 9 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 9 号について、説明いたします。 南部農業振興地域整備計画の変更については 1 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 佐々木正義 調査員
佐々木 調査員	議案第 9 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により ①農用地区域外の土地を代用することが困難である。 ②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。 ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 ④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 ⑤土地改良法による事業の工事完了後 8 年を経過している。 の各要件について、該当・非該当を調査しました。 申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。 変更理由は、申請者が普通住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。 調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。
議 長	農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 9 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部町役場から西に約 1.5 km に位置し、北東側に

議 長	は小集落の住宅、西側及び南側は農地となっております。 事業内容については、申請人が普通住宅の建築を行うものです。 農地区分については、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、除外については問題ないと考えます。 以上補足説明を終わります。 議案第 9 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 10 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、13 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,432 円です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,800 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

議 長	番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,545 円です。 番号 5 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 13,759 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番から番号 8 番の利用目的は田、期間は 9 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 9 番の利用目的は畑、期間は 20 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,288 円です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,964 円です。 番号 11 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,925 円です。 番号 12 番から番号 13 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 10 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 11 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 11 号について、説明いたします。 非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 佐々木正義 調査員
佐々木調査員	議案第 11 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 申請理由は、土壌と地形の条件が悪く農地として復元しても継続利用ができないと見込まれるものです。

	以上で説明を終わります。
議 長	非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 11 号について、補足いたします。 申請地の位置ですが、南部・正寿寺地区で南部町役場南部支所から西に約 1.2 km の距離に位置し、申請地の東西側は農地、北側は山林と原野、南側は境内となっております。 現況は細長い傾斜地で山林原野化しております。 非農地等認定の基準となる 「その土地の周囲の状況からみて、その土地を復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。 以上補足説明終わります。
議 長	議案第 11 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	よって、議案第 11 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 9 議案第 12 号「別段面積の設定について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることとなります。 現在、南部町の別段の面積は、「町全体で 20 アール」で定めております。 農業委員会では、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。 現行の別段面積 20 アールの変更は行わない。 その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の発生防止に資するためです。 以上で説明を終わります。

議 長	議案第 12 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号「別段面積の設定について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 203 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 3 5 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 5 月 12 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....